

公益財団法人八幡育英会

定款

令和 8年 6月16日 変更

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、公益財団法人八幡育英会と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を千葉県香取郡東庄町に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、千葉県香取郡東庄町に住所を有し、心身ともに健全で、勉学に意欲的かつ学業が優秀な者に対し、奨学援助を行うことにより学業を継続させ、もって、将来的に地域の活性化を担う人材や、広く国内外で活躍できる人材を、この町から輩出することを目的として設立する。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 奨学金の給付
- (2) その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(財産の管理及び運用)

第5条 本法人の財産の管理及び運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資金運用管理規程によるものとする。

(基本財産)

第6条 本法人の財産は、基本財産とその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、次の各号をもって構成する。
  - (1) 設立時の拠出金
  - (2) 基本財産として寄附された財産
  - (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 本法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の給付の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第11条 本法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

## 第4章 評議員

(評議員)

第12条 本法人に、評議員6名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつその設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員への報酬等)

第15条 評議員の報酬は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事、評議員、監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(議長)

第19条 評議委員会の議長は、評議委員会において、出席した評議員の中から選定する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第25条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上
- (2) 監事 2名以上

- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって、法人法上の代表理事とする。
- 4 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって、選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及び本法人で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及び定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員への報酬等)

第31条 役員は、報酬は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を行う為に要する費用の支払いをすることができる。

(役員等の法人に対する責任の免除)

第32条 本法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条及び第198条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、理事会に自己の職務の執行の状況を報告しなければならない。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第35条第3項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長並びに出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 奨学金選考委員会

(奨学金給付選考委員会)

第39条 本法人に、第4条第1項第1号の事業の対象となる者を選考するため、奨学金給付選考委員会を置く。

2 奨学金給付選考委員会の運営に関し必要な事項は、奨学生選考委員会規程及び奨学金給付選考規程によるものとする。

## 第9章 事務局

(設置等)

第40条 本法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は理事会の承認を経て代表理事が任免し、その他の職員は代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を経て別に定める。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 本法人の定款は、評議員会の決議によって定款の内容を変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第42条 本法人は、基本財産の滅失による本法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)

には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人

及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、千葉県において発行される千葉日報に掲載する方法による。

## 第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第46条 本法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第47条 本法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する事項は、法令に従う。

## 第13章 附 則

(設立者の氏名、住所及び拠出する財産)

第48条 本法人の設立者の氏名、住所及び設立に際して拠出する財産は、次のとおりである。

千葉県香取郡東庄町笹川ろ1106番地7  
八幡 正毅 拠出する財産 金2億円

千葉県香取郡東庄町笹川ろ1106番地7  
八幡 千恵子 拠出する財産 金1億円

(設立時の役員等)

第49条 本法人の設立時評議員、設立時理事、設立時代表理事、及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時評議員	八幡	毅
設立時評議員	芦川	元昭
設立時評議員	前本	達男
設立時評議員	岩井	利幸
設立時評議員	木内	史紀
設立時評議員	小堀	貞利
設立時評議員	和田	安史

設立時理事	八幡	正毅
設立時理事	林	幹雄
設立時理事	宇野	裕
設立時理事	岩田	利雄
設立時理事	遠藤	澄夫
設立時理事	市橋	直衛
設立時理事	木内	啓次

設立時代表理事	八幡	正毅
---------	----	----

設立時監事	土屋	良夫
設立時監事	土屋	征紀

(最初の事業年度)

第50条 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第51条 定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

(施行)

第52条 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

以上、公益財団法人八幡育英会を設立するため、本定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

令和6年4月22日

設立者 千葉県香取郡東庄町笹川ろ1106番地7  
八幡 正毅

千葉県香取郡東庄町笹川ろ1106番地7  
八幡 千恵子

- ※ 令和6年 4月22日 制定
- ※ 令和6年 4月23日 施行（設立登記日）
- ※ 令和6年 6月17日 改正（公益認定のため）
- ※ 令和6年11月18日 施行
- ※ 令和7年 3月26日 訂正（呼称の修正 第25条）
- ※ 令和7年10月29日 変更（第13条・第17条・第38条）
- ※ 令和8年 6月16日 変更（第24条・第38条）

以上は当法人の定款である。

令和8年6月16日

公益財団法人 八幡育英会

代表理事 八幡 毅